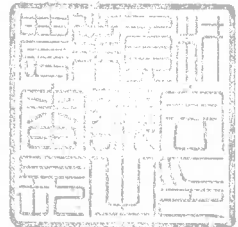


元資審第31号
令和2年3月24日

農林水産大臣 江藤 拓 殿

農業資材審議会長 松井 徹



農薬の登録について（答申）

令和2年2月5日付け元消安第5025号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

イプフルフェノキンを有効成分として含む農薬（別紙参照）の登録に当たっては、以下のとおりとすることが適当である。

農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度	
有効成分以外の成分の総量	30 g/kg 以下
（イプフルフェノキン	970 g/kg 以上）

イプフルフェノキンを有効成分として含む農薬一覧

登録番号	農薬の名称
—	ミギワ8フロアブル
—	ミギワ10フロアブル
—	ミギワ20フロアブル
—	ベスターフフロアブル